

高島町有機農業実施計画

1. 市区町村
山形県高島町
2. 計画対象期間
令和6年（2024年） ～ 令和10年（2028年）
3. 対象市区町村における有機農業の現状と5年後に目指す目標
ア 有機農業の現状 当町では、昭和48年に青年有志により有機農業研究会が設立されたことを起点として、都市部の消費者グループ等との提携を中心に、半世紀にわたり水稻を中心に有機農業に取り組んできた歴史があり、現在も有機農業に取り組む複数の生産者組織が活動を展開しています。 しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足等により、有機栽培面積は平成21年をピークに減少傾向にあります。さらに雑草対策等に係る負担が、依然として大きいことなどから新たな参入者が少ない実態もあります。 また、都市部の消費者との提携関係が中心であった反面、町内での流通については限定的であった側面もあります。 環境問題への関心が高まり、農業分野における持続可能な生産システムの実現が求められているなか、先駆者の理念や思いを次世代に引き継ぎつつ、町内における有機農業の推進に取り組んでいく必要があります。 イ 5年後に目指す目標 上記の現状を踏まえ、有機農業における栽培技術の確立・普及や有機農業への町民の理解・醸成、有機農産物の流通・加工並びに消費の拡大を図るため、農業者のみならず、事業者や町民とも連携した事業により、有機農業を核とした食と農の産地（まち）づくりを目指します。 ○有機農業の面積拡大（稲）（令和4年度87ha→10年度91ha） ○生産された農産物等の販売数量（令和4年度414t→10年度433t） ○有機農業に取り組む農業者数（令和4年度48人→10年度53人）
3. 取組内容
ア 有機農業の生産段階の推進の取組 新たな栽培技術の研究 水稻で生産拡大の障壁となっている雑草対策について、より省力的に行える技術について研究を進めます。 ・専門家による抑草技術の研修会の開催 ・新たな技術の検証のための実証ほ場の設置など 有機栽培による畑作の振興 地域内での流通拡大を目指し、野菜等の畑作物の有機栽培に取り組む生産者の育成を目指します。 ・振興作物の選定 ・栽培技術に関する研修や研究 新規就農希望者の研修受入れ体制の整備 生産者との協力体制を構築し、農業研修を受け入れ、新規参入者の掘り起こしを進めます。 ・研修受入れ先の確保 ・就農相談体制の構築 イ 有機農業で生産された農産物の流通、加工、消費等の取組 学校給食での有機農産物の活用 有機農産物等を学校給食に提供し、地域内の流通を高めていくほか、児童・生徒への食農教育を推進します。 ・学校給食への有機農産物又は特別栽培農産物の提供拡大 ・児童・生徒に対する学習機会の創出

有機農産物等の販売促進

地域内での有機農産物等の認知度向上及び販売促進に向けて取り組みます。

- ・町民(消費者)参加型の地域内認証制度の運用検討
- ・販売促進イベントの開催

有機農業と環境、健康を絡めた啓発活動

- ・講演会や体験活動の企画

情報発信活動

有機農業産地としての情報発信を強化します。

- ・ホームページの作成
- ・PR資料の作成
- ・各種記録の保存

4. 取組の推進体制

ア 実施体制図

※実施に必要な組織、委託先等を記載すること

別紙実施体制図参照

イ 関係者の役割

高島町(行政)	—	有機農業実施計画の遂行
生産者	—	有機農業の実践
流通・加工	—	有機農産物等の加工、流通体制整備
消費	—	有機農産物等の販売促進、啓発
関係機関	—	有機農業推進への協力
アドバイザー	—	専門的見地からの助言・指導

5. 資金計画

別紙のとおり

6. 本事業以外の関連事業の概要

環境保全型農業直接支払交付金事業

農業生産由来の環境負荷低減、地球温暖化防止、生物多様性保全等に効果の高い農業生産を支援する取組であり、有機農業推進のため積極的に取り組みます。

7 みどりの食料システム法に基づく有機農業の推進方針について

山形県と県内35市町村共同で策定した山形県みどりの食料システム基本計画に則り、環境負荷低減事業活動に取組み、有機農業の推進を図るでその達成を図ります。

8 その他(達成状況の評価、取組の周知等)

達成状況の評価

町が把握する情報、環境保全型農業直接支払制度の実績や農業関係者への照会により事業達成の評価を行います。